呉監公示第３７号
２４．　５．１６

魚雷等整備用器材等の物品調達に係る契約希望者募集要項

平成２４年度の魚雷等整備用器材等の物品調達（製造）に係る契約希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊呉地方総監部経理部長
岡　﨑　光　博

記

１　調達品目等

平成２４年度における、呉弾薬整備補給所が要求元である、魚雷等整備用器材等の物品調達（製造）に係る契約

２　公募に参加できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）防衛省において取引停止の措置を受けている期間の者でないこと。

（４）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められ、適正な契約の履行が確保される者であること。

（５）平成２２・２３・２４年度競争参加資格（全省庁統一資格）の第１項に関する項目及び中国地域の競争参加資格を有すること又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等であること。

（６）日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊する

ことを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

（７）納入後の不具合発生時、迅速かつ継続的に対応可能であること。

（８）当該物品等の製造に必要な技術、機械器具、生産設備、検査設備等を有すること。

（９）法令の規定により官署等の許可又は、確認を必要とする場合は、当該許可又は、許可を受けていること。

(10) 特許等の工業所有権が必要な場合は、当該許可等の工業所有権を使用可能であること。

(11) 次のいずれかであること。

ア　当該機器製造会社であること。

イ　当該機器製造会社との技術提携を有していること。

ウ　当該機器製造会社から技術支援が得られるとともに、整備マニュアル、詳細図面及び取扱説明書等の関連図面の提供を必要の都度受けられること。

３　参加表明

応募する者は、別紙第２に示す「参加表明書」及び第１号、第２号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。

（１）資格審査結果通知書の写し

（２）会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあっては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

なお、第２号については、平成２４年度分に関するその他の募集要項に応募の際、同じ書類を呉地方総監部経理部長に対して提出している場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

（３）応募にあたり、募集区分のうち、一部履行に関して制限がある場合については、その旨を記載すること。

４　技術資料の提出

次に示す項目について提出する。ただし、前年度に同一の募集要項に応募の際、これと同じ資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び

変更部分に係る技術資料を提出することで、次に示す資料の提出を省略することができる。

（１）調達しようとする品目又は同等品を過去に納入した実績の一覧表及び契約書又は請書（直近の過去５年間における最近５件：ただし、それに満たない場合は当該期間中の全件、実績がない場合は、省略できるものとする。）

（３）当該物品等の製造に必要な技術、機械器具、生産設備、検査設備等を有することを証明できる資料

（４）法令の規定により官署等の許可又は、確認を必要とする場合は、当該許可又は許可を受けていることを証明できる資料

（５）特許等の工業所有権が必要な場合は、当該許可等の工業所有権を使用可能であることが証明できる資料

（６）納入後の不具合に関する対応が、敏速、かつ、継続的に可能であることを証明できる資料

（７）次のいずれかの資料

ア　当該機器製造会社であることを証明できる資料。

イ　当該機器製造会社との技術提携を有していることを証明できる資料。

ウ　当該機器製造会社から技術支援が得られるとともに、整備マニュアル、詳細図面及び取扱説明書等の関連図面を必要の都度提供が受けられることを証明できる資料。

５　参加表明書及び技術資料の提出先等

（１）提出先

海上自衛隊呉地方総監部経理部契約課審査係

〒７３７－８５５４

広島県呉市幸町８番１号

０８２３－２２－５５１１（内線２２５４）

（２）提出期間

平成２４年５月１６日（水）～平成２４年５月２８日（月）

（３）提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前８時から午後４時４５分までとする。

（４）提出部数

参加表明書２部、技術資料１部

（５）新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。

６　技術資料の審査

（１）技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から提出資料について説明を求められた場合には協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

（２）技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から検査・修理設備及び体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立入を含め、調査に協力しなければならない。

７　応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を、応募者に対し通知する。

８　疑義の申立

（１）審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知書を受理した日の翌日から起算して５日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。

ア　窓口

参加表明書を提出した部隊等の窓口

イ　時間

直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前８時から午後４時４５分までとする

（２）契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して５日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

（３）疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から３日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して３日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

９　応募に当たっての留意事項

（１）応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア　提出資料に虚偽の記載をした者は、契約相手方としない。

イ　正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ　審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ　資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ　提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ　提出資料は、他の目的に使用しない。

キ　提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

（２）資料等の提出にあたっては、製本等、過剰な編綴等は不要とする。

別紙第１

調 達 予 定 品 目 等

番号	名　　称	型　式	備　考
1	８９式魚雷、８９式魚雷（B）整備用器材	―	
2	ＭＫ４６魚雷整備用器材	―	
3	ＭＫ４６魚雷用部品	―	
4	Ｋ－１７Ｙ機雷整備用器材	―	

別紙第２

（記入例）

○○．○○．○○

海上自衛隊呉地方総監部経理部長　殿

㈱○○○○
代表取締役社長　○○　○○

参　　加　　表　　明　　書

標記について、下記のとおり応募します。

記

電気の部

番号	名　　称	型式	備考
×	××××××	×	
×	××××××	×	

制限事項等がある場合は、
その旨記載すること。

関連文書：呉監公示第○○号（○○．○○．○○）
添付書類：１　資格審査結果通知書（写し）
２　平成○○年○○月期有価証券報告書及び監査報告書
３　技術資料一式